

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 青色取消処分取消等請求事件

国側当事者・国(土浦税務署長)

平成27年1月27日却下・棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	山田 二郎
同	小池 信行
同	井上 康一
同	澤井 裕
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	土浦税務署長 飛田 一美
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、土浦税務署長が平成23年3月25日付けで原告に対してした平成15年7月1日から平成16年6月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 土浦税務署長が平成23年3月25日付けで原告に対してした平成15年7月1日から平成16年6月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分を取り消す。
- 2 土浦税務署長が平成23年3月25日付けで原告に対してした原告の平成15年7月1日から平成16年6月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち翌期に繰り越すべき欠損金額7億2600万4372円を下回る部分を取り消す。
- 3 土浦税務署長が平成23年3月25日付けで原告に対してした原告の平成17年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち納付すべき税額マイナス11万3183円及び翌期へ繰り越す欠損金5267万5620円をそれぞれ下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 土浦税務署長が平成23年5月27日付けで原告に対してした原告の平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税に係る再更正処分のうち納付すべき税額7977万7300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(裁決で取り消された後のもの)を

取り消す。

5 土浦税務署長が平成23年5月27日付けで原告に対してした原告の平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税に係る再更正処分のうち納付すべき税額9127万4900円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（裁決で取り消された後のもの）を取り消す。

6 土浦税務署長が平成23年5月27日付けで原告に対してした原告の平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税に係る再更正処分のうち納付すべき税額4817万9000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（裁決で取り消された後のもの）を取り消す。

（なお、訴状においては、以上のうち2～6項の請求について各事業年度に係る確定申告額を超える部分の取消しを求めることは明示されておらず、また、5項について裁決で取り消された後のものについて取消しを求めることも明示されていないが、答弁書において請求内容が上記2～6項の趣旨のものであると理解した上で棄却答弁がされ、これに原告が異議を述べていないことを踏まえ、上記のとおり請求と理解したものである。）

第2 事案の概要

本件は、青色申告の承認を受けていた原告が、税務調査（以下「本件調査」という。）において、帳簿書類の提示を求められたのに提示しなかったとして青色申告承認の取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）を受けたことや、原告がグループ会社との間で行った株式の譲渡についてその譲渡の対価の額とその譲渡の時における価額（時価。以下「時価」という。）との差額（以下「本件譲渡差額」という。）は寄附金に該当するなどとして、法人税の各更正処分、各再更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分が行われたことに対し、原告が、本件青色申告承認取消処分や法人税の各更正処分、各再更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分はいずれも違法であるとして、それらの取消しを求める事案である。

1 法令の定め

本件に関する法令の定めは、次のとおりである。

（1）青色申告に関する定め

青色申告の承認を受けている内国法人（以下「青色申告法人」という。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存（以下「帳簿書類の備付け等」という。）しなければならない（法人税法126条1項）。青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿並びに全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（以下「総勘定元帳」という。）のほか、当該青色申告法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿等を整理し、起算日から7年間、納税地に保存しなければならない（法人税法施行規則（以下「施行規則」という。）59条1項）ところ、起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日をいい、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日をいう（同条2項）。

青色申告法人が、その事業年度に係る帳簿書類の備付け等が財務省令で定めるところに従って行われていない事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事業年度までさかのぼって青色申告の承認を取り消すことができる（法人税法127条1項1号）。そして、税務署長は、上記取消しの処分をする場合には、青色申告法人に対し、書面によりその旨通知

するところ、その書面には、その取消しの処分の基因となった事実が法人税法127条1項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない(同条2項)。なお、青色申告の承認の取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その青色申告法人が提出したその承認に係る青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなされる(同条1項柱書き)。

(2) 所得の金額の計算に関する定め

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とされている(法人税法22条1項)。そして、内国法人の各事業年度の所得の金額計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とされているところ(同条2項)、内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入されるが、譲渡利益額は、その有価証券の譲渡に係る対価の額が譲渡に係る原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額とされている(同法61条の2第1項)。

(3) 寄附金に関する定め

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額等を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない(法人税法37条1項)。そして、寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとされている(同条7項)ところ、内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、上記寄附金の額に含まれる(同条8項)。

2 前提事実(争いのない事実、顕著な事実及び掲記の証拠により容易に認められる事実)

(1) 原告は、昭和38年3月●日、茨城県下館市(現筑西市)に設立された金属製品の製作加工等を営む青色申告の承認を受けていた法人であり、同社の代表取締役は、甲(以下「甲会長」という。)及び乙である。原告は、平成21年7月、同県つくば市に本店を移転した(履歴事項全部証明書による。なお、後記のとおり、原告側は、平成18年に本社ないし本社機能の全部をつくば市に移転した旨述べている。)。原告は、製造部門、流通開発サービス部門、教育・健康部門から構成されている複合企業体であるBグループの製造部門に属している。(甲1、16、18)

(2) 原告は、平成20年7月9日及び同年12月24日、株式会社C(以下「C」という。)に対し、別表1本件譲渡株式の内訳に記載されているとおり、原告が所有する同表の銘柄の株式を同表の株数、売買金額で相対取引により譲渡した(以下、両日に行われた各株式の譲渡を合わせて「本件譲渡」という。また、本件譲渡により譲渡された各株式を合わせて「本件譲渡株式」という。)。なお、本件譲渡株式は、いずれもF証券取引所(以下「F」という。)の

上場株式であるところ、その譲渡日における1株当たりのFの終値は、それぞれ同表の終値記載のとおりであり、いずれの売買金額も終値に株数を掛けた金額より低額であった。

- (3) ア 関東信越国税局係官（以下、本件調査を担当した係官を「本件調査担当係官」という。）は、平成22年10月5日よりつくば市内所在の原告の本社事務所（以下「本社事務所」という。）等にて本件調査を行った（乙2）。
- イ 本件調査担当係官は、平成22年10月6日、本社事務所を訪問し、本件調査で確認したい書類を書面に記載し、原告の取締役総務部長である丙（以下「丙」という。）に渡したが、同書面で確認対象とされたものの中には、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの事業年度（以下「平成16年6月期」という。）及び平成16年7月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成16年12月期」という。）の総勘定元帳（以下、上記2期の総勘定元帳を合わせて「本件総勘定元帳」という。）も含まれていた（乙3）。
- ウ 本件調査担当係官は、平成22年10月7日、本社事務所を訪問し、丙に昨日依頼した帳簿書類の他に追加の資料の提出を求めるとともに、未提出の帳簿書類については用意ができ次第提出するよう伝えた（乙4）。
- エ 本件調査担当係官は、平成22年10月22日、本社事務所を訪問し、本件総勘定元帳や平成16年6月期及び同12月期の売上・売掛金元帳等の提出が未了であるため、早急に用意するよう伝えたところ、甲会長は、帳簿がなかなか見つからず、原告の本店を筑西市からつくば市に移転した際に紛失したかもしれないと述べた。本件調査担当係官は、甲会長に対し、紛失した場合には、青色申告承認の取消処分の可能性があるので、再度よく探して提出するよう伝えた。（乙6）
- オ 本件調査担当係官は、平成22年12月6日、本社事務所を訪問し、平成16年12月期以前の帳簿書類の所在について確認をしたが、甲会長は、見つからないものは見つからない旨回答した（乙7）。
- カ 本件調査担当係官は、平成22年12月7日、本社事務所を訪問し、平成16年6月期及び同12月期の帳簿書類の提出を依頼したが、丙は、本件総勘定元帳は平成18年10月頃の本社引越しの際に紛失したようである旨回答した（乙8）。
- キ 本件調査担当係官は、平成22年12月16日、原告の税理士に対し、平成16年6月期及び同12月期の帳簿書類は平成18年10月頃の本店移転の際に紛失したことで間違いはないか確認した上で、青色申告の承認取消しの問題が生じる可能性が高いことを伝えた（乙9）。
- ク 本件調査担当係官は、平成23年1月11日、原告の税理士及び丙に対し、平成22年12月16日に話した帳簿書類を移転の際に紛失したことで間違いはないか確認した上で、青色申告の承認取消しをする場合があることを伝えた（乙10）。
- ケ 本件調査担当係官は、平成23年1月20日、甲会長に対し、本件総勘定元帳が調査のために必要であること及び青色申告承認についても問題があることを話し、再度本社移転時に紛失して見つからないのか確認をしたところ、同人は、無い旨回答した（乙11）。
- (4) ア 土浦税務署長は、平成23年3月25日、原告に対し、平成16年6月期以後の法人税の青色申告の承認を取り消す本件青色申告承認取消処分を行った。上記処分の通知書（以

下「本件青色申告承認取消処分通知書」という。)には、取消処分の基因となった事実として「自平成15年7月1日至平成16年6月30日事業年度分の法人税の調査に関し必要がありましたので、関東信越国税局の調査担当職員が貴社のつくば市の本社事務所において、代表取締役会長甲及び取締役総務部長丙に帳簿書類の提示を求めたところ、その提示がありませんでした。このことは、青色申告に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第126条の定めるところに従って行われていないこととなります。したがって、法人税法第127条第1項第1号に該当しますので、青色申告の承認を取り消します。」と記載されていた。(甲2)

- イ 土浦税務署長は、平成23年3月25日、平成16年6月期法人税更正処分、平成17年1月1日から同年12月31日までの事業年度(以下「平成17年12月期」という。)の法人税更正処分及びこれに係る過少申告加算税賦課決定処分、平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度(以下「平成18年12月期」という。)の法人税更正処分及びこれに係る過少申告加算税賦課決定処分、平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度(以下「平成19年12月期」という。)の法人税更正処分及びこれに係る過少申告加算税賦課決定処分、平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度(以下「平成20年12月期」といい、原告の平成17年12月期ないし平成20年12月期までを合わせて以下「本件各事業年度」という。)の法人税各更正処分及びこれに係る各過少申告加算税賦課決定処分を行った(なお、その際、平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度(以下「平成21年12月期」という。)の法人税更正処分も行っているが、本訴の対象外なので以下では触れない。)(乙1)。
- (5) 原告は、平成23年4月22日、土浦税務署長に対し、上記(4)の本件青色申告承認取消処分並びに法人税の各更正処分及び各過少申告加算税の異議申立てをした(乙1)。
- (6) 土浦税務署長は、平成23年5月27日、原告に対し、平成18年12月期の法人税の再更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分、同19年12月期の法人税の再更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分、同20年12月期の法人税の再更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分並びに同21年12月期の法人税の再更正処分を行った。
- (7) 原告は、平成23年6月6日、平成18年12月期、同19年12月期及び同20年12月期の法人税の各再更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分に対する異議申し立てを行った。
- (8) 土浦税務署長は、平成23年7月21日、原告の(5)及び(7)の異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。
- (9) 原告は、平成23年8月22日、国税不服審判所長に対し、本件青色申告承認取消処分、平成16年6月期の法人税の更正処分、同17年12月期の法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分、同18年12月期、同19年12月期及び同20年12月期の各再更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分の取消し等を求める審査請求をした。同所長は、平成24年6月19日、本件青色申告承認取消処分の取消し、同16年6月期の法人税の更正処分の取消し並びに同17年12月期の法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の取消しについてはいずれも棄却し、同18年12月期、同19年12月期及び同20年12月期の各再更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分については、いずれもその一部を取り消す旨の裁決をした。

- (10) 原告は、平成24年11月2日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。
- (11) 土浦税務署長は、平成25年2月5日、平成16年6月期の法人税更正処分を取り消した。
- (12) 本件における法人税更正処分・各再更正処分の根拠及び適法性並びに各過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性についての被告の主張は、別紙2「本件法人税更正処分・各再更正処分の根拠及び適法性」及び別紙3「本件各過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性」記載のとおりである。
- (13) なお、本件青色申告承認取消処分、法人税各更正、各再更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分は、いずれも関東信越国税局の職員の調査に基づいてされたことが通知されているという事情があるところ、国税通則法（以下「通則法」という。）75条2項及び93条1項は、税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が国税局の当該職員によってされた旨の記載がある書面により通知されたものについては、国税局長が処分をしたものとみなして、その異議申立て及び審査請求に係る手続（不服申立手続）において、当該不服申立手続における原処分庁は、当該国税局長となると規定しているところ、通則法114条は、「国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。」と規定しており、通則法75条2項及び93条1項は、「第8章 不服審査及び訴訟 第1節不服審査」に定められており、通則法114条が規定する「この節」である「第8章 不服審査及び訴訟 第2節 訴訟」に定められているものではないから、通則法75条2項等の条文は訴訟に適用されないものというべきであり、本件における処分行政庁は土浦税務署長であると解される（この点、原告は、処分行政庁は関東信越国税局であると主張していたが、第8回期日において処分行政庁は土浦税務署長とすることに異議はない旨述べた。）。

3 争点

- (1) 平成16年6月期法人税更正処分の取消請求の適法性
- (2) 本件青色申告承認取消処分の適法性
- (3) 本件譲渡差額の寄附金認定の適法性
- (4) 過少申告加算税に係る「正当な理由」（通則法65条4項）の有無

4 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点（1）（平成16年6月期法人税更正処分の取消請求の適法性）について

（被告の主張の要旨）

土浦税務署長は、平成25年2月5日、職権により、平成16年6月期法人税更正処分を取り消したから、原告が取消しを求める平成16年6月期法人税更正処分は存在しないので、同処分の取消しを求める訴えは不適法である。

（原告の主張の要旨）

被告の主張は争う。青色申告処分の取消処分は更正処分をするための手段であり、両処分は一体の関連性を持つので、職権による平成16年6月期法人税更正処分の取消しは、本件青色申告承認取消処分の効力に影響がある。

- (2) 争点（2）（本件青色申告承認取消処分の適法性）について

（被告の主張の要旨）

ア 法人税法126条1項は、青色申告法人に対し、帳簿書類の備付け等を定めるよう定めて

いるが、これは、税務職員が必要と判断したときにその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に帳簿書類を保存しなければならないことも含んでいるから、法人が、税務職員の検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、同項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するものと解される。

本件において、原告は、本件総勘定元帳を提示しなかったものであるが、総勘定元帳は、法人の帳簿の根幹をなすものであり、青色申告法人の帳簿書類は、起算日から7年間、納税地に保存しなければならないことが要求されているから（施行規則59条1項、2項）、6年以上前の帳簿書類であっても、保存期間内である以上、原告において保存しなければならないことは当然である。また、本件調査担当係官は、原告に対し、再三再四、本件総勘定元帳の提示を求め、原告に対応する時間を十分与えていたものである。さらに、本件総勘定元帳の保存がない理由も、平成18年10月頃の本社の引越しに際して紛失したというものであり、かかる事情は、法人の責に帰し得ない特段の事由に当たらない。

イ この点、原告は、原告において法令に従った帳簿書類を基礎として青色申告を行う事務処理のシステムが確立しているなどとして、本件青色申告承認取消処分は裁量権の行使を濫用したものである旨主張するが、本件調査において、本件総勘定元帳の提示をしなかったことは事実であるし、原告が本件総勘定元帳を提示しなかった事情は、原告における帳簿書類の管理の問題であり、原告の責めに帰し得ない特段の事由には当たらないし、他の事情によって平成16年6月期における繰越欠損金の存否及び適否が確認できたとしても、そのことをもって、同法127条1項1号に該当しないことにはならないから、原告の主張は失当である。

また、原告は、本件青色申告承認取消処分通知書には理由付記の不備があるため違法であると主張するが、本件青色申告承認取消処分通知書には、取消しをする事実の該当条文や本件青色申告承認取消処分の基因となった事実が記載されており、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを原告が了知し得る程度に具体的に特定した摘示がされているから、原告の主張は失当である。

さらに、原告は、平成16年6月期法人税更正処分の取消しがされていることに照らして、本件青色申告承認取消処分が違法である旨主張するが、本件青色申告承認取消処分は、平成16年6月期以後の各事業年度について青色申告の承認を取り消すものであって、同期の青色申告の承認のみを取り消すものではないから、原告の主張は失当である。

（原告の主張の要旨）

ア 原告においては、長年にわたって、法令に従った帳簿書類を基礎として青色申告を行う事務処理のシステムが確立していること、原告は本件調査の際に本件総勘定元帳の提出を拒否したものではないし、通常の業務遂行において、これを故意に破棄したり、過失により紛失してしまったりしたものではなく、大規模な移転の過程で帳簿書類等の運搬・保管状態に混乱が生じたため、探索したが発見することができなかったものであること、国税庁長官が平成12年7月3日に発出した「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」（乙20。以下「本件事務運営指針」という。）によれば、取消処分は記帳状況等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合に限って行うものであるとされていること、平成16年6月期及び同年12月期における繰越欠損金の存否又は

適否については、他の方法によって判断することができることなどを総合考慮すると、本件青色申告承認取消処分は取消権の行使の濫用である。

イ 青色申告承認の取消処分には理由付記が必要とされているところ、本件は、原告の本社が平成18年6月から同年12月にかけて大規模な移転をしたため、税務調査の過程で突然に帳簿書類の提出を要求されてもこれに応じ難かったという特殊事情があった事案であり、原告はこのことを何度も本件調査担当係官に説明していたのであるから、このことについても取消処分の理由付記において具体的に判断すべきであったのに、帳簿書類の提示がなかったことが、同号の帳簿書類の備付け等が法令の定めに従っていないことに当たるのかを具体的に知り得る程度に適示していないから、違法である。

ウ 土浦税務署長は、平成25年2月5日、平成16年6月期法人税更正処分の取消しを行っているが、青色申告承認の取消処分は飽くまで平成16年6月期法人税更正処分をするための手段に過ぎないから、職権で同期法人税更正処分の取り消しがされている以上、本件青色申告承認取消処分は目的を欠くから、違法なものである。

(3) 争点(3)(本件譲渡差額の寄附金認定の適法性)について

(被告の主張の要旨)

ア 有価証券の譲渡が行われた場合、法人税法22条2項の「別段の定め」である同法61条の2第1項の規定により、その譲渡利益額が「益金の額」に算入される。そして、資産の無償譲渡又は低額譲渡が行われた場合、一般的には、無償部分又は一部無償部分につき、貸方に譲渡収益を計上すれば、借方にも同額を計上して損金処理することになるところ、課税所得の金額の増加をもたらすのは、損金処理として損金算入限度額のある寄附金等であると認定された場合である。

イ 法人税法61条の2第1項1号にいう「譲渡に係る対価の額」については、同号と同法22条2項所定の資産の譲渡に係る収益の額とで、収益の額の認識の仕方を異にするものではないし、仮に、同法61条の2第1項1号所定の「譲渡に係る対価の額」を当事者間で合意した額と解すれば、有価証券について無償譲渡又は低額譲渡の場合における差額相当額について課税が行われず、他方で、役員給与や寄附金の損金不算入の規定も適用されないこととなり、租税負担の公平に反することになり妥当でない。また、「譲渡に係る対価の額」との用語は、法人税法61条の2第1項1号だけではなく、同法61条の13第1項においても用いられているところ、後者の「譲渡に係る対価の額」とは、時価であると解されている。そうすると、前者の「譲渡に係る対価の額」については、その譲渡時における時価をいうものと解するのが租税負担の公平及び法的安定性の観点から相当である。

ウ 関連会社間の相対取引による上場株式の時価については、その取引における価格が法人税の所得金額の算定につき適正なものか判断する基準となるから、特段の事情のない限り、上場された証券取引所における株価(譲渡日における当該証券取引所の終値)をもって、自由競争の原理によって形成された時価というべきである。本件譲渡株式はいずれもFに上場された株式であり、本件譲渡株式の時価を譲渡日におけるFの終値と解すべきでない特段の事情があるものとは認められない。

エ 原告は、取引日における立会内取引の終値のみを唯一無二の時価と捉えること自体誤りであり、立会市場の直近値から上下7パーセントの幅の価格帯が設けられているという取引形態もあると主張するが、本件のような関連会社間で行われる取引では、取引価額が合

理的な理由もなく恣意的に決定される場合があり得ることからすると、上場された証券取引所における株価（譲渡日における当該証券取引所の終値）に一定の幅を持たせた金額の範囲内であれば時価になり得るとすることは、課税の公平の観点から、安易に認められるべきではない。加えて、時価とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であるから、移転価格税制（租税特別措置法66条の4）における独立企業間価格等とは異なるものである。

そして、本件譲渡株式が原告を含めたグループ会社が取引先との関係を維持するために保有しているから株式の処分に制約が課されているとしても、本件譲渡株式に係る終値又は安値の10パーセント相当額の経済的な利益を対価なく移転することに、通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在すると認めることは困難であるからおよそ適正に算定された金額とはいえない。平成15年に原告のグループ会社間で取引所の終値をおおむね10パーセント程度下回る価額で行われた株の相対取引（以下「平成15年株式売買取引」という。）について課税処分を受けなかったとしても、それは、原告グループ内での株式の売買価額が終値をおおむね10パーセント下回る価額とすることを正当なものとして是認するものではない。

オ 寄附金と認められるためには、法人税法37条8項の「実質的に贈与（中略）をしたと認められる金額」と認められる必要があるが、これは当該取引に伴う経済的な効果が贈与と同視し得るものであれば足りる。より具体的にいえば、譲渡者が低額譲渡に伴って当該差額に対する反対給付を享受することなく、無償で相手方にその価値が移転していると認められれば足り、必ずしも譲渡者が贈与の意思を有していたことを必要としないから、時価との差額を認識していたことも必要としないと解するのが相当である。なお、資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であっても、その行為について通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在するものについては、寄附金に該当しないものと解すべきであるが、通常の経済取引として是認することができる合理的理由が存在することは原告が主張立証すべきである。本件では、原告が本件譲渡株式の対価として得たのは、譲渡価額相当額（本件譲渡株式の終値又は安値の90パーセント相当額）のみであり、その差額に相当する経済的な利益が対価なく移転されているから、本件譲渡差額は寄附金に相当する。

（原告の主張の要旨）

ア 有価証券の譲渡利益額の計算方法について規定した法人税法61条の2第1項1号に定める「譲渡に係る対価の額」とは、譲渡の対価として当事者間に合意された額をいうものと解すべきであり、「譲渡に係る対価の額」を時価と解した上で時価相当額の収益が原告に発生したことを前提としてされた平成20年3月期及び同21年3月期に係る各更正処分は違法である。

この点、被告は、法人税法61条の2第1項1号所定の「譲渡に係る対価の額」とは時価を意味すると主張するが、文言を素直に読めば、譲渡対価額を意味するし、同法37条8項は譲渡対価額と譲渡時価額とを使い分けていることを踏まえると、被告の主張どおりに同法61条の2第1項1号を解釈すると、同じ法人税法の規定でありながら全く別異に解することになり、租税法律主義に反するから、「譲渡における対価の額」とは譲渡当事者間で合意された対価額をいうものと解すべきである。

イ 法人が時価よりも安い価格で資産を譲渡したときには、その差額のうち実質的に贈与を

したと認められる金額は、寄附金に含まれることになっているが、この場合の時価、すなわち公正な取引価格とは、譲渡株式がFの上場株式の場合であっても、一定の時価の幅があることを肯定した上で、実際に当事者が合意し、收受した譲渡対価がその幅の中にあると認められるか否かを検討し、その幅をはみ出している場合には、その差額のうちに「実質的に贈与をしたと認められる金額」があるかどうかを吟味すべきである。すなわち、平成10年12月以降、証券取引所における立会内取引以外の取引が発展し、実際に立会市場の直近取引価格を踏まえた幅のある取引が行われている状況下では、取引日における立会内取引の終値のみを唯一無二の時価と捉えること自体誤りである。また、終値とは、その日の各取引時間中最後に取引された値段（株価）であるが、一日のうちに、同一銘柄の株式であっても、終値以外の価額での取引が行われているから、終値を客観的な交換価値として絶対視する合理性は全くない。さらに、関連会社間の相対取引においても、市場価格を下回る公開買付けが行われることも少なくない。その上、移転価格税制では、上場株式の時価が幅のある概念であることを認めているし、株価の大きな変動は、市場を混乱させ、投資家に予期せぬ損害を与える可能性があることから、このような事態を避け、投資家を保護するために、証券取引所ごとに株価が一日に動く範囲が制限されており、その範囲内であれば「時価」取引であるとみる余地が十分にある。

加えて、本件譲渡株式は、原告を含めたグループ会社が取引先との関係を維持するために保有しているものであるから、これらの株式は、原告を含めたグループ会社内での移動のみが可能であるところ、財務状況等から本件譲渡株式の売却を必要としていた原告から、資金的な余裕があったCに対し、数度にわたる株式購入の打診をした後、交渉の上、原告の資金需要を考慮し、実際の取引価格が決定されたものであるし、平成15年株式売買取引について、平成17年に実施された税務調査において当該取引について寄附金の問題は取り上げられなかった。これらの事情に照らすと、譲渡価格を売却日におけるFの終値をおおむね10パーセント下回る価額は、時価の範囲内にある。

ウ また、時価と譲渡の対価の差額が寄附金に当たるためにはそれが「実質的に贈与をしたと認められる金額」である必要がある以上（法人税法37条8項）、寄附金に当たるといえるためには低額譲渡をした法人が贈与の意思を有していたことを裏付ける事情が必要であり、その主張立証責任は被告にあるが、被告は上記要件の存在について何らの主張立証をしていないから、本件譲渡株式に係る寄附金認定を正当化できる余地はない。

(4) 争点(4)(過少申告加算税に係る「正当な理由」(通則法65条4項)の有無)について
(原告の主張の要旨)

平成15年3月には、原告のグループ会社である株式会社D(以下「D」という。)において、取引所の終値をおおむね10パーセント程度下回る価額での平成15年株式売買取引が実施されたが、そのことについて、平成17年に実施された税務調査では課税処分を受けなかったし、上記税務調査を担当した調査官も上記のような取引を問題としないような対応をしていたから、本件は、通則法65条4項に規定する「正当な理由があると認められるものがある場合」に当たるといふべきであり、本件譲渡株式に係る寄附金の認定に関する過少申告加算税の賦課決定処分は取消しを免れない。

(被告の主張の要旨)

「正当な理由」の立証責任は原告が負っているところ、担当調査官が、当該株式の取引を問

題として取り上げなかったことが、原告グループ内での株式の売買価額を取引所の終値をおおむね10パーセント程度下回る価額とすることを正当なものとして是認するものではないし、原告に対し、上場株式の譲渡価額を、終値を10パーセント下回る価額とする取引が法人税法上も是認され得るような指導をしたとも認められないから、「正当な理由」があるとの原告の主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(平成16年6月期法人税更正処分の取消請求の適法性)について

前記前提事実(11)のとおり、平成16年6月期法人税更正処分は、既に職権で取り消されている以上、当該処分については訴えの利益が消滅しているというべきである。よって、平成16年6月期法人税更正処分の取消請求を求める部分は不適法である。

なお、原告は、青色申告処分の取消処分は更正処分をするための手段であり、両処分は一体の関連性を持つので、上記職権取消は本件青色申告承認取消処分の効力に影響があると主張するが、更正処分の職権取消がされた場合にそれが青色申告承認の取消処分の効力に直ちに影響するものとはいえないし、青色申告承認取消処分が争われていることが職権取消のされた更正処分について訴えの利益があることを基礎付けるものともいえないから、上記判断は左右されない。

2 争点(2)(本件青色申告承認取消処分の適法性)について

(1) 本件青色申告承認取消処分に係る権限濫用の有無について

ア 法人税法127条1項1号は、青色申告法人につき、その事業年度に係る帳簿書類の備付け等が同法126条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないことに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる旨を定めており、施行規則59条1項は、総勘定元帳等を、起算日から7年間、保存すべきものとしている。

本件では、前記前提事実(3)のとおり、本件総勘定元帳が紛失との理由により提示されなかったのであるから、その保存があったとはいえず、原告には青色申告承認の取消事由があったものであるところ、原告は、本件青色申告承認取消処分は、処分行政庁がその権限を濫用したもので違法であると主張する。この点、法人税法127条1項は、同項所定の事由がある場合に青色申告の承認を取り消すことができる旨を定めており、当該取消処分をするか否かにつき所轄税務署長は裁量権を有するものと解されるので、以下、本件青色申告承認取消処分につき、処分行政庁による裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったといえるかどうかにつき検討する。

イ 法人税法が採用する申告納税制度が適正に機能するためには、納税義務者である法人等が帳簿書類を備え付け、これに全ての取引を正確に記帳し、これを基礎として申告を行うことが必要である。そこで、同法は、法人等に対し、帳簿書類の備付け等を義務付け(同法150条の2第1項)、申告の正確性を担保する手段として、税務職員に対し、法人の帳簿書類を検査する権限を付与し(平成23年法律第114号による改正前の法人税法153条。なお、通則法74条の2参照)、この検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこの検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者に対する罰則を定める(平成23年法律第114号による改正前の法人税法162条2号及び3号。なお、通則法127条2号及び3号参照)とともに、帳簿書類を基礎とした正確な申告を奨励する趣旨で、一定の帳簿書類を備

え付けている者に限って、税務署長の承認を受けて青色申告をすることを認め、上記の者に対し課税手続や税額計算等に関する各種の特典を与えることとしている。青色申告法人は、同法150条の2第1項とは別に、同法126条1項によって帳簿書類の備付け等が義務付けられているが、上記のような同法の基本的な構造や青色申告の制度の趣旨に照らすと、その帳簿書類が上記の検査の対象となることは当然のことである。

そして、①税務署長は、青色申告の承認をするに当たって、青色申告の承認を申請した法人の帳簿書類の備付け等が財務省令で定めるところに従って行われていることを確認し（法人税法123条1号）、青色申告法人に対しても、帳簿書類について必要な指示をすることができ（同法126条2項）、この指示に従わなかった青色申告法人に対しては、青色申告の承認を取り消すことができるとされている（同法127条1項）こと、②税務署長は、青色申告に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合には、その法人の帳簿書類を調査し、その調査により当該課税標準又は欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、更正をすることができるとされている（同法130条1項本文）こと、③同法の委任を受けた施行規則59条1項は、青色申告法人は、帳簿書類を7年間保存しなければならないと規定しているが、この保存期間は、通則法70条5項（平成23年法律第114号による改正前のもの）所定の更正をすることができる期間に符合するものであること等からすれば、法人税法におけるいわゆる青色申告制度は、税務職員が青色申告の承認を受けた法人の帳簿書類を適時に検査することができるように、その備付け等がされるべきことを当然の前提としているものといえることができ、そのようにして上記の検査の円滑な実施が確保されることは、青色申告制度の維持に不可欠なものといえることができる。

そうすると、法人税法126条1項は、青色申告の承認を受けた法人に対し、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録すべきことはもとより、これらが行われていたとしても、さらに、税務職員が必要と判断した場合にその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に、帳簿書類を保存しなければならないこととしているというべきである。かかる事情から、法人が当該帳簿書類を物理的に保存していなかった場合だけではなく、税務職員の平成23年法律第114号による改正前の法人税法153条の規定に基づく検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかったときは、法人税法126条1項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するものとされているところである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同17年3月10日第一小法廷判決・民集59巻2号379頁参照）。

ウ これを本件についてみるに、前記前提事実（3）のとおり、本件調査担当係官は、平成22年10月5日より本件調査を行い、同月6日以降から本件総勘定元帳を含む帳簿の提示を再三求めたが、原告の担当者は、それらの帳簿は、平成18年10月頃に本店がつくば市に移転した際に紛失した旨申し立て、提示をしなかったことが認められる。かかる申立てによれば、原告は、適時に提示することが可能なように態勢を整えた形で本件総勘定元帳を保存していなかったというにとどまらず、本件総勘定元帳を紛失したというのであって、これを調査する可能性を失わせるものであるから、法令に違反する程度が軽いものとはいえない。上記イで見たとおり、青色申告法人に保存が義務付けられている帳簿書類は税務調査のための基本的書類というべきであるし、実際にも、処分行政庁側としては、本

件総勘定元帳は多額の欠損が発生した事情について調査を行うために必要との認識であったと認められる（乙9）から、それが保存されていないことによる支障が名目的なものであったとはいえない。

この点、原告は、原告において長年にわたって、法令に従った帳簿書類を基礎として青色申告を行う事務処理のシステムが確立していること、原告が本件総勘定元帳の提出ができなかったのは本店機能の大規模な移転の過程で帳簿書類等の運搬・保管状態に混乱が生じたためであること、本件事務運営指針によれば取消処分は記帳状況等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合に限り行うものであるとされていること、平成16年6月期及び同年12月期における繰越欠損金の存否又は適否については、他の方法によって判断することができることなどを総合考慮すると、本件青色申告承認取消処分は裁量権の行使を濫用したものである旨主張する。

しかしながら、青色申告法人において青色申告を行う事務処理のシステムが確立しているというのは法令上当然に求められることであって、かかる事情を青色申告の承認の取消しに当たり殊更に考慮すべきものであるとはいえないし、仮に原告のいうとおり本店等の移転の過程で本件総勘定元帳を紛失したのだとしても、それは法令に基づき保存が義務付けられている重要書類を適切に管理していなかったということにほかならず、原告の責任に帰すべきものであるから、原告が挙げるような事情は上記判断を左右するものではない。また、本件事務運営指針（乙20）では、青色申告の承認の取消しは、青色申告制度の趣旨から真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められる場合に行うものであるとした上で、青色申告の承認の取消しを行う場合として、帳簿書類を提示しない場合を掲げ、法人税法127条1項1号に規定する帳簿書類の備付け等とは、単に物理的に帳簿書類が存在することのみを意味するにとどまらず、これを税務職員に提示することを含むものであるから、税務調査に当たり帳簿書類の提示を求めたにもかかわらず調査対象者である法人がその提示を拒否した場合には、当該拒否は同号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当することになり、その提示がされなかった事業年度のうち最も古い事業年度以後の事業年度についてその承認を取り消すとしているのであるから、同指針に係る原告の主張は同指針の内容の一部のみを取り上げて当該主張の裏付けとしようとするものであり、採用できない。

エ 以上検討したところによれば、本件青色承認取消処分をしたことにつき、処分行政庁に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとはいえない。

（2）本件青色申告承認取消処分に係る理由付記の不備の有無について

原告は、本件青色申告承認取消処分通知書には理由付記の不備があるため違法である旨主張する。

そこで検討すると、法人税法127条2項は、同条1項の規定による青色申告の承認の取消しの処分をする場合には、青色申告法人に対し、書面によりその旨を通知し、この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となった事実が同項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない旨を定めているところ、この場合に要求される付記の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたかを処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものであることを要すると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同49年4月25日第一小法廷判決・民集

28巻3号405頁参照)。そして、前記前提事実(4)アによれば、本件青色申告承認取消処分通知書には、本件青色申告承認取消処分の基因となった事実として、平成16年6月期の法人税の調査に関して甲会長及び丙に帳簿書類の提示を求めたが、提示がなかった旨が記載され、また、同項1号を適用して本件青色申告承認取消処分をする旨が記載されており、原告においていかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたかを処分の相手方においてその記載自体から了知得るといえるから、本件青色申告承認取消処分は、同条2項の規定する理由付記を欠いたものとはいえない。

(3) 以上によれば、原告のその余の主張を考慮しても、本件青色申告承認取消処分は、適法なものと認められる。

3 争点(3)(本件譲渡差額の寄附金認定の適法性)について

(1) 法人税法61条の2第1項1号の解釈について

ア 原告は、有価証券の譲渡利益額の計算方法について規定した法人税法61条の2第1項1号に定める「譲渡に係る対価の額」とは、譲渡の対価として当事者間に合意された額をいうものと解すべきであり、「譲渡に係る対価の額」を時価と解した上で時価相当額の収益が原告に発生したことを前提としてされた平成20年12月期法人税再更正処分は違法である旨主張するので、以下検討する。

イ まず、資産の無償譲渡ないし低額譲渡に係る法人税法の定めについてみると、同法22条は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、益金の額から損金の額を控除した金額とする旨定めた上(1項)、「…益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け…に係る当該事業年度の収益の額とする。」と定め(2項)、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、資産の無償譲渡も収益の発生原因となるものとしている。その趣旨は、法人が資産を他に譲渡する場合には、その譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにしたものと解される。そして、譲渡時における適正な価額より低い対価をもってする資産の低額譲渡の場合にも、当該資産には譲渡時における適正な価額に相当する経済的価値が認められるところ、たまたま現実に收受した対価がそのうちの一部のみであるからといって適正な価額との差額部分の収益が認識され得ないものとするれば、無償譲渡の場合との間の公平を欠くことになるから、その趣旨からして、この場合に益金の額に算入すべき収益の額には、当該資産の譲渡の対価の額のほか、これと同資産の譲渡時における適正な価額との差額も含まれるものと解される(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同7年12月19日第三小法廷判決・民集49巻10号3121頁参照)。

他方、資産の低額譲渡の場合に上記の計算によって益金が計上される時、譲渡の対価の額と当該資産の譲渡の時における価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額は損金計上の対象たる寄附金の額に含まれるのであるが(法人税法37条8項)、寄附金の額について政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、損金の額に算入されない(同条1項)。これは、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金に算入するとすれば、法人税の減収を招き、国の財政収入の確保を阻害するばかりでなく、寄附金の出捐による法人の負担が、法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平上適当で

はない一方で、法人が支出する寄附金には、それが法人の収益を生み出すのに必要な費用としての側面を有するものもあり、これを客観的に判定することが困難であることから、統一的な損金算入制度を設けたものと解される。

以上のとおり、法人税法は、資産の低額譲渡がされた場合、当該資産の譲渡の対価の額のほか、同資産の譲渡時における時価との差額も益金の額に含めるべきものとした上で、その場合に寄附金に該当する金額については所定の限度でしか損金に算入しないという態度を取っているものである。

ウ 上記のような法人税法の定めがある中、同法61条の2第1項は、同法22条2項の「別段の定め」として、平成12年法律第14号による法人税法61条の2新設により定められたものである（以下「平成12年度改正」という。）。

法人税法61条の2第1項が設けられた趣旨は、次のとおりである。すなわち、平成12年度改正前は、有価証券の譲渡損益の額について、譲渡収入の額の合計額から譲渡原価の額を控除し、一事業年度分を一括して計算することを前提に、期末時の評価額の計算の規定が設けられていたが、この規定によると、譲渡収入及び譲渡原価はそれぞれ総額で認識されるとともに、低価法による評価損は、期末評価額の算定要素となることを通じて譲渡原価を構成することになり、独自に損益項目として計上されることはない仕組みとなっていた。しかしながら、現に行われている有価証券の譲渡損益の額の計算及び処理は、譲渡の取引ごとに正味の譲渡損益の額を計算してその合計額を利益又は損失として損益計算書に計上するとともに、低価法による評価損がある場合には、別途、評価損として損益計算書に計上するというものであったので、平成12年度改正前は法人税法の規定と実際に行われている運用との間で相違が生じていたから、その相違を解消するために同条が設けられたものである（乙37）。

以上のとおりであって、同項は、有価証券について資産の無償譲渡や低額譲渡に係る上記イで見た法人税法の定めと異なる取扱いを新たに行うとの趣旨で設けられたものではない。

エ 原告は、法人税法61条の2第1項1号所定の「譲渡に係る対価の額」の文言は、素直に読めば、譲渡対価額を意味するし、同法37条8項では、譲渡対価額と譲渡時価額とを使い分けていることを踏まえると、「譲渡に係る対価の額」とは譲渡当事者間で合意された対価額をいうものと解すべきである旨主張する。

しかしながら、法人税法が資産の無償譲渡ないし低額譲渡につき前記イのような定めをしており、また、上記ウで見たとおり、同法61条の2第1項もかかる定めと異なる取扱いをする趣旨で設けられたものとは解されないことに照らすと、同項1号の定めは、同法22条2項や同法37条8項と整合的に解釈されるべきである。また、同法61条の2第1項1号が同法37条8項の定める「譲渡（中略）の対価の額」とは異なる「譲渡に係る対価の額」という多少の評価が介在する余地のある文言を用いていることにも照らすと、同法61条の2第1項1号と同法37条8項がそれぞれ定める「対価」についての解釈は異なり得るものといえる。

以上のような観点からすれば、法人税法61条の2第1項1号の定める「譲渡に係る対価の額」とは、譲渡時における時価をいうものと解するのが相当である。

(2) 時価について

ア 以上のとおり、法人税法61条の2第1項1号の定める「譲渡に係る対価の額」とは譲渡時における時価をいうものと解すべきところ、原告は、近時では取引所外取引を含めた多様な取引が行われるようになっており、譲渡株式がFの上場株式の場合であっても、取引時間中には同一銘柄の株式につき終値以外の価額での取引が行われている以上、同取引所における取引の終値を唯一無二の時価とすべきではなく、時価は幅を持ったものとして考えるべきであるから、終値をおおむね10パーセント程度下回る価額でされた本件譲渡は、時価の範囲内でされたものであり、低額譲渡に該当せず、したがって寄附金にも該当しない旨主張する。

しかしながら、時価は、低額譲渡や寄附金該当性についての判断基準として用いられるものであるから、課税の明確性や公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請されるものというべきである。そして、証券取引所に上場されている株式の公表されている価格は、市場を通じた不特定多数の当事者間の自由な取引によって成立した客観的なものであり、当該取引日の終値は、例えば、日本公認会計士協会作成の金融商品会計に関する実務指針が、株式に付すべき時価は市場価格とし、市場において公表されている取引価格を優先適用し、終値がなければ気配値を適用することや当日に終値も気配値も公表されていない場合には、同日前直近において公表された終値又は気配値とする（乙39）など、一般に時価として広く認識され利用されているといえる。そうすると、特段の事情のない限り、証券取引所に上場されている株式につき取引日の終値をもって時価とするのは合理的なものというべきである。

イ 原告は、国外関連者との取引に係る課税の特例について定めた移転価格税制においては、上場株式の時価が幅のある概念であることを認めていると主張する。この点、租税特別措置法66条の4第1項は、法人が出資関係等において所定の要件を満たす国外関連者との間で独立企業間価格と異なる対価で取引（国外関連取引）をした場合には、その取引は独立企業間価格で行われたものとみなして法人税関係法令を適用するものと定め、同条2項は、独立企業間価格とは、「国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額」とした上で、同項各号でいくつかの算定方法を定めているところである。上記条項が原告のいうような幅のある概念を認めているものかどうかは措くとしても、移転価格税制は、国際的経済活動の活発化に伴って、我が国の企業が、国外の関連企業（親会社、子会社等）に低価で資産の譲渡等を行い、又は国外の関連企業から高価で資産の譲渡等を受けることによって、所得が我が国から国外に移転し、その結果租税債務がゆがめられるという事態に対処するため、国外関連企業との間の取引（国外関連取引）における上記のような価格設定の結果、所得が国外に移転しているとみられる場合には、その取引を正常な状態に引き直して課税所得を算定することにより、租税債務のゆがみを取り除く制度として設けられたものであって、かかる目的と国外関連取引という特殊事情を踏まえて、独立企業間価格という概念を定め、その具体的算定方法を法定したものと解されるから、法人税法22条や同法61条の2の定めとは制度が異なるものというべきである。したがって、後者において問題となる時価の判断につき独立企

業間価格におけると同様に幅のある算定を認めるべきという主張は採用できない。

ウ 原告は、本件譲渡株式は、原告を含めたグループ会社が取引先との関係を維持するために保有しているものであり、交渉の結果、Fの終値よりも低額で譲渡することになったなどと主張するが、かかる事情はグループ会社内のいわば閉ざされた取引環境の中における特殊事情にとどまるものであって、不特定多数の当事者の自由な取引によって成立する客観的な価額としての時価の認定に際して考慮すべき特段の事情に当たるとはいえない。本件において、Fの終値をもって時価とすべきでない特段の事情があるとはいえない。

(3) 寄附金該当性について

ア 以上のとおり、証券取引所に上場された株式譲渡が低額譲渡に当たるかどうかについては、取引日における終値を時価とした上で判断されるべきところ、原告は、時価と譲渡の対価の差額が寄附金に当たるためにはそれが「実質的に贈与をしたと認められる金額」である必要がある以上（法人税法37条8項）、寄附金に当たるといえるためには低額譲渡をした法人が贈与の意思を有していたことを裏付ける事情が必要であり、その主張立証責任は被告にある旨主張する。

この点、一定の金額を超える寄附金の額の損金不算入を定めた法人税法37条の趣旨は、前記(1)イで見たとおりであり、これに加えて、同条7項が、寄附金の額とは、どのような名義をもってするかを問わず、法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時ににおける価額又は経済的な利益のその供与の時ににおける価額によるものとする旨を規定し、同条8項に規定する場合も上記寄附金に含まれるとしていることからすれば、同条8項に定める「実質的に贈与又は無償の供与をした」とは、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常のエconomic取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものを指すものと解するのが相当である。

イ 以上の観点から、本件についてみると、原告は、本件譲渡に係る対価を、当該譲渡日における譲渡対象株式の証券取引所における終値をおおむね10パーセント下回るものにしたというのであり、終値に比してたまたま低額譲渡になったのでもないものであって、時価を踏まえた上で意識的にかかる低額の譲渡をしたことは明らかであり、この点についてエconomic取引として是認することができる合理的な理由の存在をうかがわせる事情は認められない。

なお、前記(2)ウで見たとおり、原告は、本件譲渡株式は、原告を含めたグループ会社が取引先との関係を維持するために保有しているものであり、原告を含めたグループ会社内での移動のみが可能であったし、平成15年株式売買取引について寄附金該当性が問題とならなかったから、本件譲渡は時価の範囲内にある旨主張しているところであるが、念のため、これらの事情によれば本件譲渡株式に係る低額譲渡につきエconomic取引として是認することができる合理的な理由があるといえるかどうかにつき検討すると、前者の事情については、仮にグループ会社内での移動のみが可能であったとしても、そのことから終値をおおむね10パーセント下回る額を譲渡対価として取引することにエconomic合理性があるといえることはできないし、後者の事情も、かかる取引のエconomic合理性を裏付けるものとはいえない。

そうすると、上記事情があるからといって、低額譲渡につき上記の合理的な理由がある

とはいえない。

(4) 以上によれば、本件譲渡差額が寄附金として認定されたことは適法である。

4 争点(4)(過少申告加算税に係る「正当な理由」(通則法65条4項)の有無)について

(1) 原告は、平成15年3月に、取引所の終値をおおむね10パーセント程度下回る価額での平成15年株式売買取引が実施されたが、そのことについて、平成17年に実施された税務調査では課税処分を受けなかったし、上記税務調査を担当した調査官も上記のような取引を問題としないような対応をしていたから、過少申告加算税の賦課決定処分に関し、通則法65条4項に規定する「正当な理由」がある旨主張する。

(2) 申告納税方式による国税は、納税者の申告により確定することを原則とするため、適正な申告がされることが重要な意義を有することになる。そのため、過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則として当然にその違反者に対し課されるものであり、これによって当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。このような趣旨に照らせば、過少申告があっても例外的に過少申告加算税が課されない場合として通則法65条4項が定めた「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、なお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号同18年4月25日第三小法廷判決・民集60巻4号1728頁)。

(3) これを本件についてみると、甲会長は、その陳述書(甲18)において、かつてBグループに属する会社で第三者割当増資を行った際に、上場株式について第三者割当増資を行う場合の発行価格は、証券取引所の平均終値のおおむね90パーセント以上の価格であれば問題ないとされていることを知り、平成17年に実施されたDの税務調査に際して、平成15年株式売買取引の価額決定方法を聞かれた際に、甲会長が、上記第三者割当増資の話を引き合いに出し、「終値を10パーセントくらい下回っても問題ないだろう」と話したところ、担当の調査官がこれをそのまま受け入れ、平成15年3月期についての課税処分がされた際に上記株式売買取引については問題とされなかったことから、その後も終値を10パーセント程度下回る価格で取引をしたものであり、原告が本件譲渡は低額譲渡に当たらないものとして申告をしたことについて正当な理由がある旨を述べる。

しかしながら、上記のような担当調査官とのやりとりがされたことを裏付けるだけの具体的、客観的証拠はないし、甲会長の陳述書で述べられる担当調査官の態度は明瞭でなく具体性を欠くものにとどまっていることからすれば、仮に上記のとおりやりとりがあったとしても、それが積極的に甲会長の見解を支持したと認め得るだけのものであるとはいえないのであって、同調査官がその問題を特段取り上げなかったことをもって甲会長がこれを自己に有利なように解釈したものと見る余地も多分にあるといわざるを得ない。また、平成15年3月期についての課税処分がされた際に上記株式売買取引については問題とされなかったというのであるが、これを問題としなかったことのみをもって当該取引についての税務処理が正しいことを表明したとか、その後も同様の取扱いがされることを処分行政庁側において表

明したものとかがいえるものではない。そして、第三者割当増資の際の発行価格について原告主張のような取扱いがされているとしても、増資と株式の譲渡とは異なるものであるから、前者について原告のというような取扱いがされているからといって、後者における低額譲渡の取扱いが当然に原告の主張するようなものになるとはいいい難い。

以上検討してきたところによれば、仮に平成15年3月期の課税処分において原告主張のような事実があったとしても、それをもって、本件譲渡が低額譲渡に当たらないことを前提に原告が申告をしたことにつき、真に原告の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお原告に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合とは認められない。

(4) よって、原告の本件譲渡株式に係る過少申告加算税の賦課決定処分に関し通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとの主張には理由がない。

5 以上のほか、前記2のとおり、本件青色申告承認取消処分は適法なものであるから、原告は、平成16年6月期以後の各事業年度において生じた欠損金額に相当する金額をそれ以後の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することはできないこととなる（法人税法57条参照）。そして、以上に述べたところ及び弁論の全趣旨によれば、本件における法人税の更正処分、各再更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分は、別紙2「本件法人税更正処分・各再更正処分の根拠及び適法性」及び別紙3「本件各過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性」のとおり、いずれも適法なものと認められる。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、職権で取り消された平成16年6月期の法人税更正処分の取消しを求める部分は、訴えの利益がなく、不適法であるからこれを却下し、原告のその余の訴えに係る請求は理由がないからこれらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 小林 宏司

裁判官 桃崎 剛

裁判官 中村 仁子

(別紙1)

指定代理人目録

竹内京子、齋藤誠密、小原弘行、前山静夫、村手康之、泉絢也

以上

本件法人税更正処分・各再更正処分の根拠及び適法性

1 本件法人税更正処分・各再更正処分の根拠

(1) 平成17年12月期法人税更正処分の根拠

ア 所得金額 (別表2・順号⑮) 2億9859万2821円

上記金額は、下記(ア)の金額に(イ)の金額及び(ウ)の金額を加算し、下記(エ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (別表2・順号①) 0円

上記金額は、原告が平成18年3月31日に下館税務署長に提出した平成17年12月期の法人税の確定申告書(以下「平成17年12月期法人税確定申告書」という。乙24の1～3)に記載された所得金額と同額である。

(イ) 減価償却費の償却超過額 (別表2・順号②) 5080万4802円

上記金額は、原告が、平成17年12月期の損金の額に算入した、租税特別措置法(平成17年法律第21号による改正前のもの。(1)において同じ。)42条の6第1項に規定する機械等の特別償却の金額(別表3-1の順号①から⑨までの「特別償却費」欄の金額)及び同法42条の11第1項に規定する特別償却の金額(同表の順号⑩から⑫までの「特別償却費」欄の金額)の合計額である(以下、原告が本件各事業年度において同法の規定を適用して損金の額に算入した特別償却費の金額を「本件特別償却費」という。)。租税特別措置法42条の6及び同法42条の11の各規定の適用は青色申告書を提出することが要件となるところ、本件青色申告承認取消処分を受けたことにより、平成17年12月期法人税確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、租税特別措置法42条の6及び同法42条の11の各規定の適用要件を満たさなくなったことから、償却限度超過額として損金の額に算入されないこととなる金額である。

(ウ) 欠損金の損金算入額の過大額 (別表2・順号④) 2億4870万6433円

上記金額は、原告が、平成17年12月期法人税確定申告書において、平成16年6月期の欠損金額のうち法人税法(平成17年法律第21号による改正前のもの。以下(1)において同じ。)57条1項の規定により損金の額に算入された金額であるところ(乙24の2、3)、本件青色申告承認取消処分を受けたことにより、平成16年6月期の法人税の確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、同条11項に規定する「第1項の規定は、同項の内国法人が欠損金額(括弧内省略)の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し」との要件に該当しなくなったため、同条1項の規定は適用されず、同金額は当事業年度の損金の額に算入されない。

(エ) 寄附金の損金不算入額の減少額 (別表2・順号⑫) 91万8414円

上記金額は、平成17年12月期法人税確定申告書の所得金額の算出において寄附金の損金不算入額91万8414円として加算した金額であるところ、所得金額の増加に伴い法人税法37条3項及び4項の規定に基づき寄附金の損金算入限度額を再計算した結果、下記aの平成17年12月期に支出した寄附金の額1億1014万円が同bの寄附金の損金算入限度額1億1049万1706円の範囲内となったことから、同cの寄附金の損金不算入額91万8414円は損金の額に算入されることとなる。

- a 平成17年12月期に支出した寄附金の額 1億1014万円
 上記金額は、原告が平成17年12月期において支出した下記（a）ないし（c）の寄附金の額の合計額である。
- （a）指定寄附金等の金額（法人税法37条4項2号） 1億0004万円
 上記金額は、平成17年12月期法人税確定申告書に記載された指定寄附金等の金額である。
- （b）特定公益増進法人への寄附金額（法人税法37条4項3号） 1000万円
 上記金額は、平成17年12月期法人税確定申告書に記載された特定公益増進法人への寄附金額である。
- （c）その他の寄附金額（上記（a）及び（b）以外の寄附金額） 10万円
 上記金額は、平成17年12月期法人税確定申告書に記載されたその他の寄附金額である。
- b 寄附金の損金算入限度額 1億1049万1706円
 上記金額は、①下記（a）の24万円及び同（b）の1021万1707円の合計額の2分の1に相当する金額522万5853円（法人税法37条3項、同法施行令（平成17年政令第99号改正前のもの。以下（1）において同じ。）73条1項1号）、②前記a（a）の指定寄附金等の金額1億0004万円及び同a（b）の特定公益増進法人への寄附金の損金算入限度額に相当する金額522万5853円（法人税法37条4項3号括弧書き）の合計額である。
- （a）資本金等の金額を基礎として計算した金額 24万円
 上記金額は、原告の平成17年12月期終了の時における資本金等の金額である9600万円の1000分の2.5に相当する金額であり（法人税法施行令73条1項1号イ）、平成17年12月期法人税確定申告書に記載された金額である。
- （b）所得の金額を基礎として計算した金額 1021万1707円
 上記金額は、①前記（ア）の平成17年12月期法人税確定申告書における申告所得金額0円から下記cの同確定申告書における寄附金の損金不算入額91万8414円を減算し、②同金額に、前記（イ）の5080万4802円及び前記（ウ）の2億4870万6433円をそれぞれ加算し、③さらに、平成17年12月期法人税確定申告書の別表4に記載された、法人税額から控除する所得税額に係る損金不算入額11万3183円及び法人税額から控除する外国法人税額に係る損金不算入額15万1346円をそれぞれ減算（法人税法施行令73条2項）して2億9832万8292円を算出し、④同金額に、同施行令73条3項の規定に基づき前記aの平成17年12月期に支出した寄附金の額1億1014万円を加算し、⑤その結果算出される4億0846万8292円（同施行令73条1項1号ロに規定する平成17年12月期の所得の金額）の100分の2.5に相当する金額である（同施行令73条1項1号ロ）。
- c 平成17年12月期法人税確定申告書における寄附金の損金不算入額 91万8414円
 上記金額は、平成17年12月期法人税確定申告書に記載された寄附金の損金不算入額である。

- イ 所得金額に対する法人税額（別表２・順号⑩） ８８９３万７６００円
 上記金額は、前記アの所得金額２億９８５９万２８２１円（ただし、通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの。）のうち、法人税法６６条及び平成１８年法律第１０号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律１６条の各規定により、８００万円については１００分の２２の税率を、残額の２億９０５９万２０００円については１００分の３０の税率をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額である。
- ウ 控除所得税額等（別表２・順号⑳） ２６万４５２９円
 上記金額は、下記（ア）の金額と同（イ）の金額の合計額である。
- （ア）所得税額の控除額 １１万３１８３円
 上記金額は、法人税法６８条の規定により、平成１７年１２月期法人税確定申告書に記載された所得税額の控除額である。
- （イ）外国税額控除の控除額 １５万１３４６円
 上記金額は、法人税法６９条の規定により、法人税額から控除する外国法人税額の対象として平成１７年１２月期法人税確定申告書に記載された外国税額の控除額である（乙２４の２）。
- エ 納付すべき法人税額（別表２・順号㉑） ８８６７万３０００円
 上記金額は、前記イの金額からウの金額を差し引いた金額（ただし、通則法１１９条１項により１００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。
- オ 既に納付の確定した法人税額（別表２・順号㉒） △１１万３１８３円
 上記金額は、平成１７年１２月期法人税確定申告書の「所得税額等の還付金額」欄に記載された金額と同額である。
- カ 差引納付すべき法人税額（別表２・順号㉓） ８８７８万６１００円
 上記金額は、前記エの金額からオの金額を差し引いた金額（ただし、通則法１１９条１項により１００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。
- (2) 平成１８年１２月期法人税再更正処分の根拠
- ア 所得金額（別表２・順号⑮） ３億２９４６万４６８８円
 上記金額は、下記（ア）の金額に（イ）の金額、（ウ）の金額及び（エ）の金額を加算し、（オ）の金額、（カ）の金額及び（キ）の金額を減算した金額である。
- （ア）申告所得金額（別表２・順号①） ２億７１４６万２５３３円
 上記金額は、原告が平成１９年３月３０日に下館税務署長に提出した平成１８年１２月期の法人税の確定申告書（以下「平成１８年１２月期法人税確定申告書」という。乙２５の１～３）に記載された所得金額と同額である。
- （イ）減価償却費の償却超過額（別表２・順号②） ４０４０万２９２０円
 上記金額は、原告が、平成１８年１２月期法人税確定申告書において損金の額に算入した、租税特別措置法（平成１８年法律第１０号による改正前のもの。以下（２）において同じ。）４２条の６第１項に規定する機械等の特別償却の金額（別表３－２の順号①から⑦までの「特別償却費」欄の金額）及び同法４２条の１１第１項に規定する特別償却の金額（同表の順号⑧及び⑨の「特別償却費」欄の金額）の合計額である。租税特別措置法４２条の６及び同法４２条の１１の各規定の適用は青色申告書を提出することが要件と

なるところ、本件青色申告承認取消処分を受けたこと（法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下（2）において同じ。）127条1項の規定）により、平成18年12月期法人税確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、租税特別措置法42条の6及び同法42条の11の各規定の適用要件を満たさなくなったことから、原告が特別償却費として損金の額に算入した金額は償却限度超過額として損金の額に算入されないこととなる金額である。

(ウ) 減価償却費の償却超過額（別表2・順号③） 252万9727円

上記金額は、原告が、平成18年12月期において損金の額に算入した本件少額減価償却資産の取得価額相当額（別表4-1の「取得価額」欄の合計金額）のうち、平成18年12月期について、法人税法31条の規定に基づき計算した償却限度額（以下「普通償却限度額」という。同表の「償却限度額」欄の合計金額）を超えた金額（同表の「償却超過額」欄の合計金額）である。原告は、平成18年12月期法人税確定申告書において、租税特別措置法67条の5の規定に基づき、上記取得価額相当額を損金の額に算入していたが、同条の適用は青色申告書を提出することが要件となるところ、本件青色申告承認取消処分を受けたことにより、平成18年12月期法人税確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、同条の適用要件を満たさなくなったことから、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超えた金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されないこととなる。

(エ) 欠損金の損金算入額の過大額（別表2・順号④） 5267万5620円

上記金額は、原告が、平成18年12月期法人税確定申告書において、平成16年6月期の欠損金額のうち法人税法57条1項の規定により損金の額に算入した金額であるところ（乙25の2、3）、本件青色申告承認取消処分を受けたことにより、平成16年6月期の確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、同条10項に規定する「第1項の規定は、同項の内国法人が欠損金額（括弧内省略）の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し」との要件に該当しなくなったため、同条1項の規定は適用されず、同金額は当事業年度の損金の額に算入されない。

(オ) 減価償却費の償却超過額の損金算入額（別表2・順号⑨） 908万0734円

上記金額は、前記（1）ア（イ）の本件特別償却費に係る償却限度超過額のうち、平成18年12月期の普通償却限度額（別表5-1の「償却限度額」欄の合計金額）として計算された金額である。当該金額は、平成17年12月期法人税確定申告書において償却費として損金経理された金額であることから、法人税法31条1項の規定により、平成18年12月期の損金の額に算入される。

(カ) 寄附金の損金不算入額の減少額（別表2・順号⑫） 13万6578円

上記金額は、①下記cの平成18年12月期法人税確定申告書に記載された寄附金の損金不算入額388万7992円から、②同aの寄附金の額1億1503万円のうち、法人税法37条3項及び4項の規定に基づき寄附金の損金算入限度額を再計算した同bの金額1億1127万8586円を超える部分の金額である375万1414円（平成18年12月期法人税再更正処分における寄附金の損金不算入額）を差し引いた金額であり、平成18年12月期法人税再更正処分により減少した寄附金の損金不算入額であって、平成18年12月期の損金の額に算入される。

- a 平成18年12月期に支出した寄附金の額 1億1503万円
 上記金額は、原告が平成18年12月期において支出した下記（a）及び（b）の寄附金の額の合計額である。
- （a）指定寄附金等の金額（法人税法37条4項2号） 1億0003万円
 上記金額は、平成18年12月期法人税確定申告書に記載された指定寄附金等の金額である。
- （b）特定公益増進法人への寄附金額（法人税法37条4項3号） 1500万円
 上記金額は、平成18年12月期法人税確定申告書に記載された特定公益増進法人への寄附金額である。
- b 寄附金の損金算入限度額 1億1127万8586円
 上記金額は、①下記（a）の24万円及び同（b）の1100万8586円の合計額の2分の1に相当する金額562万4293円（法人税法37条3項、同法施行令73条1項1号）、②前記a（a）の指定寄附金等の金額1億0003万円及び同a（b）の特定公益増進法人への寄附金の損金算入限度額に相当する金額562万4293円（法人税法37条4項3号括弧書き）の合計額である。
- （a）資本金等の金額を基礎として計算した金額 24万円
 上記金額は、原告の平成18年12月期終了の時における資本金等の金額である9600万円の1000分の2.5に相当する金額であり（法人税法施行令（平成18年政令第125号による改正前のもの。以下（2）において同じ。）73条1項1号イ）、平成18年12月期法人税確定申告書に記載された金額である。
- （b）所得の金額を基礎として計算した金額 1100万8586円
 上記金額は、①前記（ア）の平成18年12月期法人税確定申告書における申告所得金額2億7146万2533円から下記cの同確定申告書における寄附金の損金不算入額388万7992円を減算し、②同金額に、前記（イ）の4040万2920円、前記（ウ）の252万9727円及び前記（エ）の5267万5620円をそれぞれ加算し、③同金額から、前記（オ）の908万0734円及び下記（キ）の2838万8800円をそれぞれ減算し、④さらに、平成18年12月期法人税確定申告書に記載された、法人税額から控除する所得税額に係る損金不算入額12万7626円及び法人税額から控除する外国法人税額に係る損金不算入額27万2191円をそれぞれ減算（法人税法施行令73条2項）して3億2531万3457円を算出し、⑤同金額に、同施行令73条3項の規定に基づき前記aの平成18年12月期に支出した寄附金の額1億1503万円を加算し、⑥その結果算出される4億4034万3457円（同施行令73条1項1号ロに規定する平成18年12月期の所得の金額）の100分の2.5に相当する金額である（同施行令73条1項1号ロ）。
- c 平成18年12月期法人税確定申告書における寄附金の損金不算入額 388万7992円
 上記金額は、平成18年12月期法人税確定申告書に記載された寄附金の損金不算入額である。
- （キ）事業税相当額の損金算入額（別表2・順号⑬） 2838万8800円

上記金額は、平成17年12月期法人税更正処分により、地方税法72条の24の7の規定に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額である。

イ 所得金額に対する法人税額（別表2・順号⑩） 9819万9200円

上記金額は、前記アの所得金額3億2946万4688円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）のうち、法人税法66条及び平成18年法律第10号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条の各規定により、800万円については100分の22の税率を、残額の3億2146万4000円については、100分の30の税率をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

ウ 控除所得税額等（別表2・順号⑪） 39万9817円

上記金額は、下記（ア）の金額と同（イ）の金額の合計額である。

（ア）所得税額の控除額 12万7626円

上記金額は、法人税法68条の規定により、平成18年12月期法人税確定申告書に記載された所得税額の控除額である。

（イ）外国税額控除の控除額 27万2191円

上記金額は、法人税法69条の規定により、平成18年12月期法人税確定申告書に記載された外国税額の控除額42万3537円から、前記（1）ウ（イ）の平成17年12月期において控除した外国法人税額15万1346円を差し引いた金額である。

エ 納付すべき法人税額（別表2・順号⑫） 9779万9300円

上記金額は、前記イの金額からウの金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

オ 既に納付の確定した法人税額（別表2・順号⑬） 7977万7300円

上記金額は、平成18年12月期法人税確定申告書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額（別表2・順号⑭） 1802万2000円

上記金額は、前記エの金額からオの金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

（3）平成19年12月期法人税再更正処分の根拠

ア 所得金額（別表2・順号⑮） 4億1557万2155円

上記金額は、下記（ア）の金額に（イ）の金額及び（ウ）の金額を加算し、（エ）の金額、（オ）の金額、（カ）の金額及び（キ）の金額を減算した金額である。

（ア）申告所得金額（別表2・順号①） 3億8488万9123円

上記金額は、原告が平成20年3月31日に下館税務署長に提出した平成19年12月期の法人税の確定申告書（以下「平成19年12月期法人税確定申告書」という。乙26の1～3）に記載された所得金額と同額である。

（イ）減価償却費の償却超過額（別表2・順号②） 5048万3400円

上記金額は、原告が、平成19年12月期法人税確定申告書において損金の額に算入した、租税特別措置法（平成19年法律第6号による改正前のもの。以下（3）において同じ。）42条の6第1項に規定する機械等の特別償却の金額（別表3-3の順号①から⑩までの「特別償却費」欄の金額）である。同条の適用は青色申告書を提出することが要

件となること、本件青色申告承認取消処分を受けたことにより、平成19年12月期法人税確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、同条の適用要件を満たさなくなったことから、原告が特別償却費として損金の額に算入した金額は償却限度超過額として損金の額に算入されないこととなる金額である。

(ウ) 減価償却費の償却超過額 (別表2・順号③) 245万9453円

上記金額は、原告が、平成19年12月期において損金の額に算入した本件少額減価償却資産の取得価額相当額 (別表4-2の「取得価額」欄の合計金額)のうち、平成19年12月期の普通償却限度額 (同表の「償却限度額」欄の合計金額)を超えた金額 (同表の「償却超過額」欄の合計金額)である。原告は、平成19年12月期法人税確定申告書において、租税特別措置法67条の5の規定に基づき、上記取得価額相当額を損金の額に算入していたが、同条の適用は青色申告書を提出することが要件となること、本件青色申告承認取消処分を受けたことにより、平成19年12月期法人税確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、同条の適用要件を満たさなくなったことから、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超えた金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されないこととなる。

(エ) 減価償却費の償却超過額の損金算入額 (別表2・順号⑨) 1509万4732円

上記金額は、前記(1)ア(イ)及び同(2)ア(イ)の本件特別償却費に係る減価償却費の償却超過額のうち、平成19年12月期の普通償却費の償却限度額 (別表5-2の「償却限度額」欄の合計金額)として計算された金額である。当該金額は、平成17年12月期法人税確定申告書及び平成18年12月期法人税確定申告書において償却費として損金経理された金額であることから、法人税法(平成19年法律第6号による改正前のもの。以下(3)において同じ。)31条1項の規定により、損金の額に算入される。

(オ) 減価償却費の償却超過額の損金算入額 (別表2・順号⑩) 81万0145円

上記金額は、前記(2)ア(ウ)の本件少額減価償却資産に係る償却限度超過額のうち、平成19年12月期の普通償却限度額 (別表6-1の「償却限度額」欄の合計金額)として計算された金額である。当該金額は、平成18年12月期法人税確定申告書において償却費として損金経理された金額であることから、法人税法31条1項の規定により、損金の額に算入される。

(カ) 寄附金の損金不算入額の減少額 (別表2・順号⑫) 78万6744円

上記金額は、①下記cの平成19年12月期法人税確定申告書に記載された寄附金の損金不算入額1991万9032円から、②同aの寄附金の額3025万5000円のうち、法人税法37条1項、3項及び4項の規定により計算した同bの金額1112万2712円を超える部分の金額である1913万2288円(平成19年12月期法人税再更正処分における寄附金の損金不算入額)を差し引いた金額であり、平成19年12月期法人税再更正処分により減少した寄附金の損金不算入額であって、平成19年12月期の損金の額に算入される金額である。

a 平成19年12月期に支出した寄附金の額 3025万5000円

上記金額は、原告が平成19年12月期において支出した下記(a)ないし(c)の寄附金の額の合計額である。

(a) 指定寄附金等の金額 (法人税法37条3項2号) 23万円

上記金額は、平成19年12月期法人税確定申告書に記載された指定寄附金等の金額である。

(b) 特定公益増進法人への寄附金額（法人税法37条4項） 3000万円

上記金額は、平成19年12月期法人税確定申告書に記載された特定公益増進法人への寄附金額である。

(c) その他の寄附金額（上記（a）及び（b）以外の寄附金額） 2万5000円

上記金額は、平成19年12月期法人税確定申告書に記載されたその他の寄附金額である。

b 寄附金の損金算入限度額 1112万2712円

上記金額は、①下記（a）の24万円及び同（b）の1065万2712円の合計額の2分の1に相当する金額544万6356円（法人税法37条1項、法人税法施行令（平成19年政令第83号による改正前のもの。以下（3）において同じ。）73条1項1号）、②前記a（a）の指定寄附金等の金額23万円及び同a（b）の特定公益増進法人への寄附金の損金算入限度額に相当する金額544万6356円（法人税法37条4項）の合計額である。

(a) 資本金等の金額を基礎として計算した金額 24万円

上記金額は、原告の平成19年12月期終了の時点における資本金等の金額である9600万円の1000分の2.5に相当する金額であり（法人税法施行令73条1項1号イ）、平成19年12月期法人税確定申告書に記載された金額である。

(b) 所得の金額を基礎として計算した金額 1065万2712円

上記金額は、①前記（ア）の平成19年12月期法人税確定申告書における申告所得金額3億8488万9123円から下記cの同確定申告書における寄附金の損金不算入額1991万9032円を減算し、②同金額に、前記（イ）の5048万3400円及び前記（ウ）の245万9453円をそれぞれ加算し、③同金額から、前記（エ）の1509万4732円、前記（オ）の81万0145円及び下記（キ）の556万8200円をそれぞれ減算し、④さらに、平成19年12月期法人税確定申告書に記載された、法人税額から控除する所得税額に係る損金不算入額30万9487円及び法人税額から控除する外国法人税額に係る損金不算入額27万6876円をそれぞれ減算（法人税法施行令73条2項）して3億9585万3504円を算出し、⑤同金額に、同施行令73条3項の規定に基づき前記aの平成19年12月期に支出した寄附金の額3025万5000円を加算し、⑥その結果算出される4億2610万8504円（同施行令73条1項1号ロに規定する平成19年12月期の所得の金額）の1000分の2.5に相当する金額である（同施行令73条1項1号ロ）。

c 平成19年12月期法人税確定申告書における寄附金の損金不算入額 1991万9032円

上記金額は、平成19年12月期法人税確定申告書に記載された寄附金の損金不算入額である。

(キ) 事業税相当額の損金算入額（別表2・順号⑬） 556万8200円

上記金額は、平成18年12月期法人税再更正処分により、地方税法72条の24の

7の規定に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額である。

イ 所得金額に対する法人税額（別表2・順号⑯） 1億2403万1600円

上記金額は、前記アの所得金額4億1557万2155円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）のうち、800万円については法人税法66条2項の規定により100分の22の税率を、残額の4億0757万2000円については、同条1項の規定により100分の30の税率をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

ウ 課税対象留保金額に対する税額（別表2・順号⑱） 406万5000円

上記金額は、法人税法67条所定の課税対象留保金額に対する税額である。

原告は、平成19年12月期において、法人税法67条1項に規定する特定同族会社に該当する（平成19年12月期法人税確定申告書別表2。乙26の2）ところ、当該決算期について、原告は、租税特別措置法68条の2〈経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用〉の規定を適用し、法人税法67条〈特定同族会社の特別税率〉の規定を適用していなかった。しかしながら、租税特別措置法68条の2の規定は青色申告書を提出することが適用要件となること、本件青色申告承認取消処分を受けたことにより、平成19年12月期法人税確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、同条の適用要件を満たさなくなったことから、原告が適用しなかった法人税法67条の特別税率が適用されることとなる。

法人税法67条所定の課税対象留保金額に対する税額の計算過程は、次のとおりである。

(ア) 当期留保金額 2億4521万7138円

上記金額は、法人税法67条3項の規定により、同項1号に掲げる平成19年12月期に係る所得金額（前記アの所得金額）のうち留保した金額3億9427万9602円から、①前記イの所得金額に対する法人税額1億2403万1600円から下記エの控除所得税額58万6363円を控除した金額1億2344万5237円と、②法人税法施行令139条の10の規定により前記イの所得金額に対する法人税額から下記エ（イ）の控除外国税額27万6876円を控除した金額1億2375万4724円に100分の20.7を乗じて算出した金額2561万7227円との合計額1億4906万2464円を控除した後の金額である。

(イ) 留保控除額 2億0811万6996円

上記金額は、法人税法67条5項の規定により算出した留保控除額であり、同項1号の適用により、前記アの所得金額4億1557万2155円と平成19年12月期法人税確定申告書に記載された受取配当等の益金不算入額66万1837円との合計額に100分の50を乗じて算出した金額である。

(ウ) 課税留保金額（別表2・順号⑰） 3710万円

上記金額は、前記（ア）の金額から同（イ）の金額を控除した金額（ただし、通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(エ) 課税留保金額に対する税額（別表2・順号⑱） 406万5000円

上記金額は、上記（ウ）の課税留保金額3710万円のうち、法人税法67条1項の規定により、3000万円については100分の10の税率を、残額の710万円につい

ては100分の15の税率をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

エ 控除所得税額等（別表2・順号㉔） 58万6363円

上記金額は、下記（ア）の金額と同（イ）の金額の合計額である。

（ア）所得税額の控除額 30万9487円

上記金額は、法人税法68条の規定により、平成19年12月期法人税確定申告書に記載された所得税額の控除額である。

（イ）外国税額控除の控除額 27万6876円

上記金額は、法人税法69条の規定により、平成19年12月期法人税確定申告書に記載された外国税額の控除額である。

オ 納付すべき法人税額（別表2・順号㉕） 1億2751万0200円

上記金額は、前記イの金額に同ウの金額を加算し、同エの金額を減算した金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

カ 既に納付の確定した法人税額（別表2・順号㉖） 9127万4900円

上記金額は、平成19年12月期法人税確定申告書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

キ 差引納付すべき法人税額（別表2・順号㉗） 3623万5300円

上記金額は、前記オの金額からカの金額を差し引いた金額である。

（4）平成20年12月期法人税再更正処分の根拠

ア 所得金額（別表2・順号㉘） 2億8242万4711円

上記金額は、下記（ア）の金額に（イ）の金額、（ウ）の金額、（エ）の金額、（オ）の金額及び（カ）の金額を加算し、（キ）の金額、（ク）の金額、（ケ）の金額及び（コ）の金額を減算した金額である。

（ア）申告所得金額（別表2・順号①） 1億7945万3164円

上記金額は、原告が平成21年3月31日に下館税務署長に提出した平成20年12月期の法人税の確定申告書（以下「平成20年12月期法人税確定申告書」という。乙27の1、2）に記載された所得金額と同額である。

（イ）減価償却費の償却超過額（別表2・順号②） 1億2328万1760円

上記金額は、原告が、平成20年12月期法人税確定申告書において損金の額に算入した、租税特別措置法（平成20年法律第23号による改正前のもの。以下（4）において同じ。）42条の6第1項に規定する機械等の特別償却の金額（別表3-4の順号①から②までの「特別償却費」欄の金額）である。租税特別措置法42条の6の規定の適用は青色申告書を提出することが要件となるところ、本件青色申告承認取消処分を受けたことにより、平成19年12月期法人税確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、同条の適用要件を満たさなくなったことから、原告が特別償却費として損金の額に算入した金額は償却限度超過額として損金の額に算入されないこととなる金額である。

（ウ）減価償却費の償却超過額（別表2・順号③） 225万8917円

上記金額は、原告が、平成20年12月期において損金の額に算入した本件少額減価償却資産の取得価額相当額（別表4-3の「取得価額」欄の合計金額）のうち、平成20年12月期の普通償却限度額（同表の「償却限度額」欄の合計金額）を超えた金額（別表4-3の「償却超過額」欄の合計金額）である。原告は、平成20年12月期法人税確定

申告書において、租税特別措置法67条の5の規定に基づき、上記取得価額相当額を損金の額に算入していたが、同条の適用は青色申告書を提出することが要件となるところ、本件青色申告承認取消処分を受けたことにより、平成20年12月期法人税確定申告書は、青色申告書以外の申告書となり、同条の適用要件を満たさなくなったことから、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超えた金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されないこととなる。

(エ) 福利厚生費の否認額 (別表2・順号⑤) 380万円

上記金額は、東京都新宿区に所在する有限会社Eが原告に対して請求した健康管理契約金及び年間健康管理料(乙28の1、2。以下「本件健康管理料等」という。)であり、原告が福利厚生費として損金の額に算入した金額である(乙29)。本件健康管理料等は、甲会長及びDの専務取締役である丁の健康管理のための費用であり(乙30の1、2)、特定の者のみを対象とした費用であることから、当該各人の個人的費用に当たると認められ、原告が負担すべき費用ではないため、原告の損金の額に算入されない。

なお、この点について、甲会長は、本件健康管理料等が個人的費用であることを認めた上で、当該費用に係る支払額(399万円(当該費用に係る消費税及び地方消費税の額を含んだ金額)。乙28の1、2)を原告から借り入れ、返還する内容の金銭消費貸借契約書(乙31)を原告に提出しており、原告、被告間で争いはない。

(オ) 受取利息の計上漏れ額 (別表2・順号⑥) 5万3200円

上記金額は、上記(エ)の金銭消費貸借契約書に記載されている利率に基づき算定された利息相当額である。

当該利息相当額5万3200円(上記(エ)の福利厚生費の否認額380万円に当該費用に係る消費税等相当額19万円を加算した金額に年2パーセントの貸付利息相当額を当該事業年度の貸付期間の月数で計算した金額)は、平成20年12月期の収益に計上すべきところ、原告が収益に計上していなかったことから、当該事業年度の益金の額に算入される。

(カ) 寄附金の損金不算入額の増加額 (別表2・順号⑦) 130万9003円

上記金額は、①法人税法(平成20年法律第23号による改正前のもの。以下(4)において同じ。)37条7項及び8項の寄附金に該当する下記aの寄附金の額2415万4499円のうち、同条1項、3項及び4項の規定により計算した同bの金額746万8320円を超える部分の金額である1668万6179円(平成20年12月期法人税再更正処分における寄附金の損金不算入額)から、②同cの平成20年12月期法人税確定申告書に記載された寄附金の損金不算入額1537万7176円を控除した金額であり、平成20年12月期法人税再更正処分により増加した寄附金の損金不算入額であって、平成20年12月期の損金の額に算入されない。

a 平成20年12月期に支出した寄附金の額 2415万4499円

上記金額は、原告が平成20年12月期において支出した下記(a)ないし(c)の寄附金の額の合計額である。

(a) 指定寄附金等の金額(法人税法37条3項2号) 1万円

上記金額は、平成20年12月期法人税確定申告書に記載された指定寄附金等の金額である。

(b) 特定公益増進法人への寄附金額（法人税法37条4項） 2017万0200円
上記金額は、平成20年12月期法人税確定申告書に記載された特定公益増進法人への寄附金額である。

(c) その他の寄附金額（上記（a）及び（b）以外の寄附金額） 397万4299円
上記金額は、下記Ⅰ及びⅡの金額の合計額である。

Ⅰ 平成20年12月期法人税確定申告書に記載されたその他の寄附金額 2万5000円
上記金額は、平成20年12月期法人税確定申告書に記載されたその他の寄附金額である。

Ⅱ 本件譲渡差額 394万9299円
本件譲渡差額394万9299円は、原告がCに対して贈与した金額と認められることから、Cに対する寄附金（法人税法37条8項）の支出に該当する。

b 寄附金の損金算入限度額 746万8320円
上記金額は、①下記（a）の24万円及び同（b）の721万8320円の合計額の2分の1に相当する金額372万9160円（法人税法37条1項、法人税法施行令（平成20年政令第156号による改正前のもの。以下（4）において同じ。）73条1項1号）、②上記a（a）の指定寄附金等の金額1万円（法人税法37条3項）及び同a（b）の特定公益増進法人への寄附金の損金算入限度額に相当する金額372万9160円（同条4項）の合計額である。

(a) 資本金等の金額を基礎として計算した金額 24万円
上記金額は、原告の平成20年12月期終了の時における資本金等の金額である9600万円の1000分の2.5に相当する金額であり（法人税法施行令73条1項1号イ）、平成20年12月期法人税確定申告書に記載された金額である。

(b) 所得の金額を基礎として計算した金額 721万8320円
上記金額は、①前記（ア）の平成20年12月期法人税確定申告書における申告所得金額1億7945万3164円から下記cの同確定申告書における寄附金の損金不算入額1537万7176円を減算し、②同金額に、前記（イ）の1億2328万1760円、（ウ）の225万8917円、（エ）の380万円及び上記（オ）の5万3200円をそれぞれ加算し、③同金額から、下記（キ）の2277万4025円、下記（ク）の144万9208円、下記（ケ）の56万2500円及び下記（コ）の294万5600円をそれぞれ減算し、④さらに、平成20年12月期法人税確定申告書に記載された、法人税額から控除する所得税額に係る損金不算入額36万8127円及び法人税額から控除する外国法人税額に係る損金不算入額79万2090円をそれぞれ減算（法人税法施行令73条2項）して2億6457万8315円を算出し、⑤同金額に、同施行令73条3項の規定に基づき上記aの平成20年12月期に支出した寄附金の額2415万4499円を加算し、⑥その結果算出される2億8873万2814円（同施行令73条1項1号ロに規定する平成20年12月期の所得の金額）の1000分の2.5に相当する金額である（同施行令73条1項1号ロ）。

c 平成20年12月期法人税確定申告書における寄附金の損金不算入額

1537万7176円

上記金額は、平成20年12月期法人税確定申告書に記載された寄附金の損金不算入額である。

(キ) 減価償却費の償却超過額の損金算入額 (別表2・順号⑨) 2277万4025円

上記金額は、前記(1)ア(イ)、同(2)ア(イ)及び同(3)ア(イ)の本件特別償却費に係る償却限度超過額のうち、平成20年12月期の普通償却限度額(別表5-3の「償却限度額」欄の合計金額)として計算された金額である。当該金額は、平成17年12月期法人税確定申告書、平成18年12月期法人税確定申告書及び平成19年12月期法人税確定申告書において償却費として損金経理された金額であることから、法人税法31条1項の規定により、平成20年12月期の損金の額に算入される。

(ク) 減価償却費の償却超過額の損金算入額 (別表2・順号⑩) 144万9208円

上記金額は、前記(2)ア(ウ)及び同(3)ア(ウ)の本件少額減価償却資産に係る償却限度超過額のうち、平成20年12月期の普通償却限度額(別表6-2の「償却限度額」欄の合計金額)として計算された金額である。当該金額は、平成18年12月期法人税確定申告書及び平成19年12月期法人税確定申告書において償却費として損金経理された金額であることから、法人税法31条1項の規定により、平成20年12月期の損金の額に算入される。

(ケ) 固定資産除却損の損金算入額 (別表2・順号⑪) 56万2500円

上記金額は、前記(3)ア(イ)の特別償却費に係る償却超過額のうち、原告が平成20年12月期において除却等した機械装置(別表3-3の順号③の機械装置)に係る償却超過額であり、平成20年12月期の損金の額に算入される金額である。

(コ) 事業税相当額の損金算入額 (別表2・順号⑬) 294万5600円

上記金額は、平成19年12月期法人税再更正処分により、地方税法72条の24の7の規定に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額である。

イ 所得金額に対する法人税額 (別表2・順号⑯) 8408万7200円

上記金額は、前記アの所得金額2億8242万4711円(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)のうち、800万円については法人税法66条2項の規定により100分の22の税率を、残額の2億7442万4000円については、同条1項の規定により100分の30の税率をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

ウ 控除所得税額等 (別表2・順号⑳) 116万0217円

上記金額は、下記(ア)の金額と同(イ)の金額の合計額である。

(ア) 所得税額の控除額 36万8127円

上記金額は、法人税法68条の規定により、平成20年12月期法人税確定申告書に記載された所得税額の控除額である。

(イ) 外国税額控除の控除額 79万2090円

上記金額は、法人税法69条の規定により、平成20年12月期法人税確定申告書に記載された外国税額の控除額である。

エ 納付すべき法人税額 (別表2・順号㉑) 8292万6900円

上記金額は、前記イの金額からウの金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項

により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

オ 既に納付の確定した法人税額(別表2・順号㉒) 4817万9000円

上記金額は、平成20年12月期法人税確定申告書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額(別表2・順号㉓) 3474万7900円

上記金額は、前記エの金額からオの金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

2 本件法人税更正処分・再更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度における差引納付すべき法人税額は、前記1(1)カ、(2)カ、(3)キ及び(4)カのとおり、平成17年12月期は8878万6100円、平成18年12月期は1802万2000円、平成19年12月期は3623万5300円、平成20年12月期は3474万7900円である。これに対して、本件法人税更正処分・再更正処分における差引納付すべき法人税額は、平成17年12月期は8868万3800円、平成18年12月期は1794万9400円、平成19年12月期は3616万9000円、平成20年12月期は3469万7500円である。

したがって、被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度における差引納付すべき法人税額は、いずれも本件法人税更正処分・再更正処分における差引納付すべき法人税額を上回っているから、本件法人税更正処分・再更正処分はいずれも適法である。

本件各過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件各過少申告加算税賦課決定処分の根拠

(1) 平成17年12月期の過少申告加算税の額 1327万7000円

上記金額は、①通則法65条(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下(1)において同じ。)1項の規定に基づき、平成17年12月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額8868万円に、100分の10の割合を乗じて算出した金額886万8000円と、②同条2項の規定に基づき、上記新たに納付すべき税額8868万3800円のうち期限内申告税額に相当する金額マイナス11万3183円と50万円とのいずれか多い金額である50万円を超える部分に相当する税額8818万円(ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に100分の5の割合を乗じて算出した金額440万9000円との合計額である。

(2) 平成18年12月期の過少申告加算税の額

ア 平成18年12月期法人税賦課決定処分 172万円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成18年12月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額1720万円に、100分の10を乗じて算出した金額である。

イ 平成18年12月期法人税再賦課決定処分 7万4000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成18年12月期法人税再更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額74万円に、100分の10を乗じて算出した金額である。

(3) 平成19年12月期の過少申告加算税の額

ア 平成19年12月期法人税賦課決定処分 357万3000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成19年12月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額3573万円に、100分の10を乗じて算出した金額である。

イ 平成19年12月期法人税再賦課決定処分 4万3000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成19年12月期法人税再更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額43万円に、100分の10を乗じて算出した金額である。

(4) 平成20年12月期の過少申告加算税の額

ア 平成20年12月期法人税賦課決定処分 330万2000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成20年12月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額3302万円に、100分の10を乗じて算出した金額である。

イ 平成20年12月期法人税再賦課決定処分 16万7000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成20年12月期法人税再更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額167万円に、100分の10を乗じて算出した金額である。

2 本件各過少申告加算税賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る過少申告加算税の額は、上記1のとおりであり、本件各過少申告加算税賦課決定処分における過少申告加算税の額は、いずれも上記1の各金額と同額であるから、本件各過少申告加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

別表1、別表2、別表3-1から別表3-4まで、別表4-1から別表4-3まで、別表5-1から別表5-3まで、別表6-1及び別表6-2 省略